## 令和3年

第8回国立市農業委員会総会議事録

国立市農業委員会

## 令和3年第8回国立市農業委員会総会日程

- 1. 日 時 令和3年8月24日 午前10時開会 午前11時閉会
- 2. 場 所 国立市役所 3 階 第 4 会議室 出 席 者
  - 1. 遠藤 利光 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳
  - 4. 小鹿倉 薫 5. 佐伯 達哉 6. 澤井 武
  - 8. 関 貞雄 10. 田中 賢治

事務局

事務局長 堀江 祥生 農政係長 名古屋 悠 農政係主任 山本 雅一 農政係主事 吹春 雄章 会計年度任用職員 澤田 恵美子

- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議題
- (1) 相続税納税猶予に関する適格者証明書 1件
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件
- 5. 協議事項
- (1) 東京都指導農業士の農業委員会からの推薦について
- (2) 北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について
- 6. 報告事項
- (1) 生産緑地追加指定に伴う農地等の現地確認について
- (2) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて (照会)
- (3)「農地保全・利活用促進月間」の実施について
- 7. その他

【遠藤会長】 おはようございます。ただいまより農業委員会総会を始めさせて頂きます。議事録署名委員に、佐伯達哉委員、澤井武委員、よろしくお願い致します。それでは、議題に入ります。 (1)相続税納税猶予に関する適格者証明書、1件、お願いします。

【事務局長】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願が1件出ています。資料1ページをご覧ください。まず、1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積につきましては記載のとおりとなります。2番目の農地等の相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時における被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。また、特例の適用を受けようとする農地等の明細は、2ページの明細書のとおりとなります。場所は、3ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 この件につきましては、私と職務代理、農政班長、農地利用班長の4名で現地確認を行い、特に問題はございませんでした。何か質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【遠藤会長】 それでは、承認ということでお願い致します。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書、1件、よろしくお願いします。

【事務局長】 資料4ページをご覧ください。農地転用第5条の届出で、議案番号は6番になります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名住所、職業、転用の目的、転用の時期は記載のとおりとなります。場所は、5ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。これについては北島委員が現地確認を行っていますので、 ご報告をお願い致します。

【北島委員】 特に問題はありませんでした。

【遠藤会長】 この件についてご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【遠藤会長】 ないようでしたら、ご承認ということでお願い致します。3番の協議事項に入ります。(1)東京都指導農業士の農業委員会からの推薦についてです。前回の委員会で挙がったAさんを私が打診したところ、前向きなご返事を頂きました。その後、事務局からも確認して頂いて、承諾を頂きましたので、Aさんを推薦したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 (2) 北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について、お願い致します。

【事務局】 資料6ページになります。北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について、こちらは昨年8月に新しく農業委員になられた4名に対する研修で、主に農地制度や農業委員会制度の経緯、農業委員会の重点活動等について学んで頂く研修となっているのですが、今回、新型コロナウイルスの影響がありまして、インターネット上でのウェブ研修会となりました。そのため、開催場所を国立市役所の会議室でできないか、検討をさせて頂いたのですが、開催日の

令和3年9月14日(火)は、市役所の会議室が全て埋まっていたため、今回は城山さとのいえでできないかという話が出ています。城山さとのいえだと結構密になる部分もありますので、ご検討を頂ければと思います。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 事務局からお話ししたとおり、今回はウェブによる研修会ということで、今、さとのいえを押さえています。さとのいえだと人数の関係で、各地区から出ている委員さん7名を対象にご参加頂きたいと考えてみたのですけれども、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局長】 開始時間が1時半で、タブレット操作の説明等がありますので、若干、余裕を持って来て頂けると助かります。

【遠藤会長】 では、13時15分集合で、時間厳守でお願い致します。4番の報告事項に入ります。(1)生産緑地追加指定に伴う農地等の現地確認について、お願い致します。

【事務局】 資料7ページをお開きください。生産緑地地区指定に伴う農地等について照会が来ています。詳細は資料8ページの令和3年度生産緑地地区追加指定申請一覧表で、今回は3件の申請があり、合計263.71平方メートルの生産緑地が対象となります。筆数にすると4筆です。場所は、資料10ページが1件目、資料11ページが2件目、資料12ページが3件目の農地になります。生産緑地の追加指定の現地確認は、会長、職務代理、農政班長、農地利用班長に行って頂きました。

【事務局長】 農業委員会の現地確認が終了しましたので、今後、東京都への事前協議を経たうえで、都市計画審議会が11月中に開かれる予定ですので、それが終わりましたら正式決定という運びになっています。

【遠藤会長】 今、事務局からお話し頂いたように、8月6日に役員で現地確認をさせて頂いて、3件とも特に問題はございませんでした。流れとしては、最終的には国立市の都市計画審議会を経て東京都へということです。この件につきましてご質問がございましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、2番の生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて、事務局、 お願いします。

【事務局】 こちらも生産緑地の買取申出に対する取得のあっせんについて照会が来ていまして、申出者がCさん、場所は14ページに記載がございまして、合計4筆の農地についての買取申出です。資料15ページは生産緑地買取申出書、買取り希望価格が6億3,000万円となっています。資料<math>16ページは、生産緑地に関する事項で、地番、地目、地積となっています。資料13ページに戻るのですが、買取りの有無について令和3年9月17日までに回答することになっていますので、こちらの生産緑地につきまして買取りの希望をされる農家さんがいらっしゃいましたら、9月13日(月)までに事務局へご連絡頂ければと思います。よろしくお願いします。

【遠藤会長】 この件につきましてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 (3)「農地保全・利活用促進月間」の実施について、お願い致します。

【事務局】 資料17ページをお開きください。農地利用状況調査の実施についてですが、こちらは農地パトロールのことを示しています。農地パトロールの実施が令和3年10月19日(火)、予

備日が10月21日 (木) に決定されていますが、こちらにつきまして、農業協力委員を通じて、国立市の各農業者に回覧をさせて頂き、肥培管理をお願いする形となっています。資料18ページは、平成18年に国立市農業委員会で作成しました農地の肥培管理基準となっています。資料17ページ、18ページを、農業協力委員を通じて回覧したいと思っています。よろしくお願いします。【遠藤会長】 毎年、農業者の方にこの調査実施のご案内を出しているのですけれども、注意される方は同じような方が多く、高齢の方もいらっしゃるので、肥培管理基準も一緒につけてご案内を出すということです。これは裏を見ない方もいらっしゃる可能性があるので、「生産緑地農地の肥培管理基準は裏面参照」とか表記したいと思います。これで指摘が減ってくれると助かるのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 その他に入ります。農業まつりについて、事務局、お願い致します。

【事務局】 今年度の農業まつりですが、11月13日、14日の土日を予定して準備を進めてきました。7月29日に第2回の実行委員会がございまして、コロナの状況で開催が相当厳しく、どういう場合には農業まつりを中止しなければならないのかということも協議しました。同時期に開催されます市民まつりが中止になった場合は農業まつりも中止、近隣市が農業まつりを中止にしたときは中止、農業まつりから逆算して2か月前の時点で緊急事態宣言かまん延防止等重点措置が出ていた場合は中止と、この3つを基準に実行委員会で検討していこうという話になりました。明日、市民まつりの実行委員会があり、その場で中止となる可能性もあります。農業まつり実行委員会の会長を務められている鈴木委員、農協、事務局で、8月26日(木)にミーティングをする機会があり、そのときに市民まつりの動向も踏まえて農業まつりをどうするかという判断に進みたいと思います。早ければ来週早々にでも皆さんに中止決定のご連絡が行く可能性があるのですが、ご了承を頂ければと思います。近隣市では、品評会だけ何とかやろうと検討している市もありますが、7月29日の実行委員会では、国立市は、農業まつりが中止になった場合は基本的に全般を中止にしようという意見もございました。何かご意見、ご質問があれば承ります。

【澤井委員】 品評会をやるに当たって、そろそろ種まきだとか、そういった時期に来ていると思いますので、その辺も考えなければいけないと思います。

【事務局】 おっしゃるとおりで、野菜の種のところと、あとはパンジー、ビオラを毎年無料配布しているのですけれども、その苗代がもしかしたらタイミング的に費用が発生してしまっているかもしれません。そういったものについては補助金を、負担する予定です。せっかく作ってきて頂いたものを使えないのは心苦しいですけれども、少なくとも費用負担のところについては対応させて頂ければと思っています。

【遠藤会長】 農業まつりは中止の方向が強いのかなと思いますけれども、稲刈りについて、教育委員会の考えは聞いていますか。

【事務局】 昨日、担当とお話ができまして、新学期になってごたごたする可能性はあるのですが、 緊急事態宣言下であったとしても配慮しながらやりたいですという意向を教育委員会ではお持ち でいらっしゃいます。

【遠藤会長】 子供たちがワクチンを打っていなくてもですか。

【事務局】 もしかしたら、保護者の方から今の状況をみて強い声が届いてくると学校側の姿勢が変わることがあるかもしれません。全国的に夏休みが延びている自治体もあり、国立市としてどう

かという情報は何も入ってきていないのですけれども、あくまでも今のこの感染状況と緊急事態宣言が延びるということを考えても、10月7日の本番はやらせて頂きたいという意向は教育委員会としてあります。

【遠藤会長】 やる方向で動いていけばいいということですね。

【事務局長】 12歳以上のワクチン接種は始まっているということは聞いていますが、5年生は対象外なので、したくてもワクチン接種はできないということになります。そこは教育委員会と情報をやりとりしながら、細心の注意を払いながら進めたほうがいいかなとは思っています。

【遠藤会長】 9月いっぱいには方向性をはっきりしてもらったほうがいいですね。稲刈りは10月7日で、準備するのが1週間前でしょう。

【田中委員】 去年はそうでしたね。密にならないようにやりましたね。

【遠藤会長】 9月の定例総会までにある程度はっきりしてもらいたいですね。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 次に、現況農地の認定基準について、お願い致します。

【事務局】 前回の総会のときにも少し皆さんにお時間を頂いてご意見を頂いたところですけれど も、農地転用がされて宅地になっている土地について、また現況農地で農業を始められて、地目を もう一回農地にできないかという話がありました。生産緑地であれば戻すのは大丈夫ですが、それ を市街化農地に戻すとなると今まで事例がないので、課税課としてもそういう相談が来たときも応 じることができなかったという状況があり、話が進んでいなかったのですが、ここで改めてそうい う案件が生じたということで、前回の総会の後、課税課と議論を重ねてうまく仕組みをつくれるよ うにと考えているところです。先んじて近隣市で同じような状況があるか、事務局で調べたのです が、国分寺市と武蔵村山市では、生産緑地でなくても市街化農地に戻す場合、一定の基準を満たし たものについては認めています。主要な基準として、面積的な制限、家庭菜園的なものを排除する ために300平方メートル以上、あとは3年以上必ず営農してくださいという確約書をつけてもら う、この2点をクリアしたものについては認めますということでした。課税課的には、農業委員会 として基準をつくった上で、例えば年に1回の農地パトロールで現況を確認し、農地として認めら れるということであれば、農業委員会から、肥培管理はちゃんとできているので適切な課税地目の 措置をお願いしますという一報をもらえれば、翌年の1月1日付けで変更することはできると思い ますというところまで話が進み、前向きに仕組みをつくっていけるかなと考えているところです。 あとは農業委員会で基準をどこまでつくるかというところですね。先ほどの面積の下限を300平 方メートルにするというところと、3年以上の営農確約書をつけてもらうというのは、他市の事例 からみても、この2つは倣って入れたほうがいいのかなというところはあります。もう一つ、国分 寺市と武蔵村山市の2市で大きく違うのが、武蔵村山市はもう少し厳しくて、1年間営農をした実 績をもって申請してくださいという、1年間頑張ってみてから話を進めようねという縛りがあり、 国分寺市はそれはなくて、申請頂ければここから先の話なので大丈夫ですと、これが大きく違うみ たいです。なので、国立市としては、この考え方について、皆さんのご意見を頂いて整理をしたい と思っています。今お待ち頂いている方もなるべき早く動いたほうがいいと思いますので、今の話 の流れから言いますと、10月の農地パトロールのときに一緒に対象地として見て頂いて、翌年の 1月1日付けで課税変更をして頂けるように動きたいと思っていますので、もし可能であれば、今

日皆さんからご意見を頂いて、9月の総会までに事務局で基準をつくり込んで、皆さんに承認を頂ければ実際に動いて頂けるかなと事務局では考えています。よろしくお願いします。

【遠藤会長】 課税課は一報もらえばいいという話ですね。登記上の地目は関係なくていいのですか。

【事務局】 そうです。

【遠藤会長】 現況課税ですよね。管理上は問題ないですか。今度は宅地化農地で農業委員会に管理が入ってきますよね。

【事務局長】 そうですね。農地台帳で管理していくという形になりますね。

【遠藤会長】 では、問題ないですね。

【事務局長】 はい。課税課としても、現状うまく対処できるルールがなかったので、そういう案件が今後出たときも協力していけるようにぜひ考えたいですということは言ってもらえたので、いいきっかけになればと思っています。それから、鈴木委員から、過去にそういった事例で市ともめた案件があったはず、確認してくれということを言われていましたが、確認をさせて頂いたのですが、昭和40年代に第4条の農地転用を出された方がいらっしゃいました。ただ、その転用がされたかどうかという事実確認はできなかったです。農地転用は出ているのですけれども、現在、そこの土地は宅地化農地として課税されていることが分かりましたので、一応、農地の扱いにはなっていたということは確認できました。ですから、現状でいけば宅地化農地ですから、生産緑地に追加指定したいということであればいつでも追加指定はできるので、もしかしたら、その言われていたのは、何年か前は農地転用を出した宅地化農地を生産緑地にしたいという申請を受け付けておりませんでしたので、そこで市ともめていたのではないかと推測はされます。

【遠藤会長】 多分、そうだと思います。4条を出した、それはそれでいい。ただ、いろいろ事情があるのでしょう。それで現況畑に直している。宅地化農地で農業をやっていて生産緑地に切り替えたいと。それは、その時代は追加してという制度がなかったから、若干行き違いがあったのかなと考えています。農業委員会として、私は国分寺市方式でいいと思います。生産緑地で300平方メートルであれば受けられるでしょう。300平方メートルは最低でキープして、3年の確約。課税課は、確約書をもらっていても農地課税に翌年からなるのですか。もらっていていいですよね。駄目であれば追課税すればいいですよね。

【事務局長】 確約書で農業委員会が現況を年に1回は農地パトロールでちゃんと農地として利用されているかどうかの確認を行っていて、課税課の職員がパトロールに同行していますので、そこで何か問題があれば、ちゃんと農地肥培管理してくださいという指摘を他の農地と同じようにしていく中で対応していくということになるのではないかと思います。

【小鹿倉委員】 農地法について詳しくないのですけれども、例えば各市からこういう申請があった場合に、東京都は、それは市独特で判断してもらっていいですよとか、全部各市にお任せですよということなのでしょうか。

【事務局】 東京都農業会議としては、今、小鹿倉委員がおっしゃったような、各自治体で各実情に合わせて、認める、認めないのところや、あとは基準をどうするかというのは考えてくださいということです。300平方メートル以外も、市街化農地に戻せませんというような基準はないので、逆に言うと、認められないのはおかしいということになるので、ただこれまでそういう事例がなかったので、武蔵村山市と国分寺市は別ですけれども、他の自治体は、国立市同様に基準は特になく、

案件がなかったので今まで何もなかったということです。

【小鹿倉委員】 東京都全体として実際的にそういう案件がないということはないような気がしますね。だから、一旦農地転用はしたけれども、その後の事情でまたどうしても畑にしたいとか、そういうのはあったのではないか、または、そのまま諦めてやっていないというところはあるのではないかと思いますけれども。

【事務局】 窓口で、今のところそういうのはないですねということで終わってしまった過去もあるかもしれないですけれども。

【小鹿倉委員】 分かりました。

【遠藤会長】 生産緑地は団地で300平方メートルですよね。宅地化農地の場合、武蔵村山市ですか、300平方メートルというのは……。

【事務局】 武蔵村山市も国分寺市も一団で300平方メートル以上となっています。

【遠藤会長】 一団とつければ大丈夫ということですね。

【事務局】 ただ、個々の農地が100平方メートル以上となっていますね。武蔵村山市も国分寺市も、一団として300平方メートルと見るときは、その申請する農地は100平方メートル以上ないと駄目ですよという書き方をして、最低が100平方メートル、一団でやる場合が100平方メートル以上。

【遠藤会長】 それであれば大丈夫ですね。

【田中委員】 そんなに大きい家庭菜園はないですから。それで100平方メートルだと思います。

【遠藤会長】 あまり小さいと、機械を入れられなくて、くわやスコップになるので、肥培管理はあまり……。

【田中委員】 一年間の営農実績というのは、どうかと思います。申請する以外にないですからね。 ただそんなに事例はないから分からないですけれども、やっぱりできませんでしたという方もいる かもしれませんね。

【遠藤会長】 澤井委員はいかがでしょうか。

【澤井委員】 結構だと思います。

【遠藤会長】 国分寺市の方式いいですかね。武蔵村山市の1年実績というのは、まあ、受ける人は実際やると思いますけれども。

【佐伯委員】 既に営農しているところへということですよね。これからやるということではなく て。ただ、約束ではなく、それを見た中で判断していくということですね。

【田中委員】 全然やったことがない人が初めてやるのは難しいと思います。

【佐伯委員】 他の市の参考もあるので、今の意見でいいと思います。

【遠藤会長】 国分寺市方式を参考にしてという方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 下限面積は一緒ですか。

【事務局】 一緒です。300平方メートル以上、一団とした場合は100平方メートル以上とすると。 では、次回の9月の総会までに、まず、基準と、あとは課税課への農業委員会からの報告文と、あとは農地所有者の方から農業委員会に提出してもらう申請書や営農確約書、3年間の営農計画書など、関係書類がいろいろあるので、つくり込んできて皆さんに見て頂いて、可能であれば9月に承認を頂いて、10月の農地パトロールのときに、今相談してきてくださっている方も対象

に加えてということで動けるように進めようと思います。あとは、このつくった基準を協力委員さんを通じて公開するかしないかという話もあります。武蔵村山市だと特に公表はしていないというようなお話もあったのですが、逆に、公表していないとどうなのかというのもあるので、そこはもう少し情報収集してみて、また9月の総会のときに相談させてください。事務局からは以上です。

【遠藤会長】 そういうことでよろしくお願いします。次に、令和3年度農業者意見交換会について、お願いします。

【事務局】 8月11日に予定していました意見交換会について、遠藤会長と佐伯職務代理、澤井 農地利用班長と田中農政班長にご出席頂いて、若手層の認定農業者の方々と農協の職員さんにも来 て頂いてと準備を進めていたところですが、コロナのこともありまして一度延期という形で対応さ せて頂きました。9月中の開催もこの状況の中で日程を決めるのが難しいので、10月中に何とか できればなと思っているのですが、これもまた9月以降の動向次第かなと思っています。10月に 開催するとなると、9月の総会で日程を決めていては遅すぎるので、状況を見ながら、今の4名の 方々にはまた個別に連絡をさせて頂いて日程の調整をさせて頂くかもしれませんが、よろしくお願 いします。

【遠藤会長】 次に、農業委員会だより54号の配布について、お願いします。

【事務局】 農業委員会だより54号が出来上がりましたので、それぞれの地区への配布をお願い致します。封筒の中身ですが、今回、東京都農業会議から、配布依頼ということでチラシが3枚きております。この3枚を、お手数ですが農業委員会だよりとセットにして、名簿のとおりに配布して頂ければと思います。以上になります。

【遠藤会長】 次に、7月の農業委員活動記録カード集計結果、お願いします。

【事務局】 A「総会、全員協議会」9件、E「市民・教育・福祉等との連携活動」5件、H「相談・指導・調整」1件、計15件です。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。9月の総会日程ですけれども、9月24日、27日、29日で、都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(協議)

【遠藤会長】 それでは、9月29日の10時から、市役所3階で行います。

【澤井委員】 1つ、よろしいでしょうか。今日、農地利用状況調査についてお話があったのですけれども、通常の雑草が繁茂しているというような場合に、改善を文書とか口頭で農業者に対してお願いしているところもあると思います。通常のスケジュールの中で、雑草が繁茂しているというときに、周辺の住宅から虫が入るだとか隣の畑に種が落ちるとかいうようなことで、地区の担当者から農業者に対して対応してくださっていると思いますが、西友の青柳店の前に、かなり幅員のある歩道もある道路がありますけれども、そこは毎年雑草が繁茂していて、担当課には口頭で依頼をしているのですが、今回の6月の農業委員会総会の日に担当課に出向きまして改善を申し入れたのですが、現状まだ身長を超えるような草があって改善されない状況が続いています。私たちが農業者に対して改善を申し入れる中で、市が2か月たっても改善しないという状況があるのですけれども、その辺について皆さんはどんなふうにお考えでしょうか。

【事務局長】 道路管理課に行かれていますか。

【澤井委員】 はい。私はそれで毎年行っています。抜本的に雑草対策の考え方を変えない限り、 現状を変えられないのではないかと思います。そうした考え方をきちんと回答してほしいです。一 部、言ったところは改善されているところはあるのですけれども、そうではないところは一向に手つかずで、植栽の伐採のときに併せてやるみたいな考え方だと思うのですけれども。

【事務局長】 澤井委員が言われたときには、ではいつまでにとか、具体的なことは。

【澤井委員】 そのときには直接の担当の方は電話中で、伝えますということでした。私の地区の別の農家の方からも、全く別の場所で同じようなことが起きているので何とかしてもらえないかという話が来ているものですから。

【遠藤会長】 多分、市で全体の道路の草は取っていないような気がするけれども。澤井委員が言われるように、あちこちにあります。自分たちが畑をやりながら、植え込みのところをちょっとやったり、除草剤をやったりしていますが、道路の立ち木のところは草ぼうぼうですね。

【事務局長】 大きな木の剪定とか、そういったところだけで、細かいところまで予算化していない可能性もあります。

【遠藤会長】 さくら通りは都道だから。市道が一番ひどいですね。国道、都道は毎年ちゃんとやっていますよ。

【事務局長】 道路管理課には、今日、そういったご意見が出たので、そこはしっかり話をしたい と思います。

【澤井委員】 市が公共地を適切に管理できてない状況を農業者にも分かっているので、そうした中で農業委員として農業者にきちんと管理してくださいということが言いづらくなります。

【事務局】 分かりました。指定業者がいて、単価契約といいまして、木の剪定なら幾ら、伐採なら幾ら、除草なら平方メートル幾らとか、単価が全部決まっていますけれども、全体の予算が決まっているので、個々の除草というのは業者を使っていなくて、現業作業員の職員がやっています。その職員の数も、道路でいうと3人とか4人しかいないので。

【澤井委員】 市は、予算がないという答え方をして、個人の農家はそういう答え方ができないで すよね。

【事務局長】 そうですよね。問題の解決というふうになると、頑張ってやれというところは限界にきているかもしれませんね。

【澤井委員】 そこの基本的なところをもっと担当課でやり方を変えていかないと、この問題は解決しないですねという話です。

【田中委員】 国立市だけの問題ではないですね。他市も多分。

【事務局長】 なかなか管理し切れないというのであれば、制度で地域の方々にもご協力頂いてとか、いろいろ考えていかないといけない部分は今後出てくるかと思いますので、道路管理課とは話はしてみます。

【遠藤会長】では、以上で総会は終了させて頂きます。

一了一